

家事主要事件受付一覧表

津 家 庭 裁 判 所

令和5年10月1日現在

【注意事項・お願い】

- 郵便切手は、できる限り一覧表記載の内訳で御準備ください。予納いただいた切手が足りなくなった場合には、追加納付をお願いすることがあり、また、残った場合には返還します。
- 「申立添付書類等」欄記載の書類は、申立書と一緒に提出してもらう必要がある書類です。ただし、事案によっては、これら以外の書類を追加提出してもらうことがあります。
※「戸」→戸籍謄本(全部事項証明書)、「附票」→戸籍附票、「住」→住民票写し、「住除」→住民票除票、「不登」→不動産登記事項証明書、「固評」→固定資産評価証明書をそれぞれ示しています。
※1通の書類が複数の添付書類に該当する場合には、1通を提出すれば足ります。
- 相続関係を疎明する戸籍謄本(抄本)等の原本返却を希望される場合は、提出時に原本還付申請、戸籍謄本等の写しとともに提出してください。
- 相続関係事件に関する申立てについて、戸籍謄本等に代わるものとして法務局で作成される「法定相続情報一覧図」を提出してもかまいませんが、事案によっては、追加資料として戸籍謄本等を提出してもらうことがあります。
- 住民票写しは、必ず、個人番号(マイナンバー)の記載のないものを提出してください。源泉徴収票や確定申告書の写しは個人番号(マイナンバー)部分をマスキングして提出してください。
- 詳細については、各家庭裁判所の家事事件受付係にお問い合わせください。

別表第一審判事件	管轄	収入印紙	郵便切手	申立添付書類等
後見開始	成年被後見人・被保佐人・被補助人となるべき者の住所地	成年被後見人・被保佐人・被補助人となるべき者 × 800円	500×2 100×8 84×10 10×16 合計2,800円	本人:戸、住(附票)、登記されていないことの証明書、診断書、本人情報シート写し 候補者:住(附票) 本人の財産に関する資料(不登、固評、預貯金通帳写し等) 登記嘱託用収入印紙2,600円 (後見・保佐につき鑑定料5~15万円)
保佐開始		(保佐・補助)代理権付与 × 800円	(保佐・補助) 500×2 100×1 84×1 10×1 合計1,194円 加算	
補助開始		同意権付与 × 800円		
任意後見監督人選任	本人(任意後見契約の委任者)の住所地	任意後見契約 × 800円	合計1,194円 加算	本人:戸、後見登記事項証明書、診断書 候補者:住(附票) 任意後見契約公正証書写し 本人の財産に関する資料(不登、固評、預貯金通帳写し等) 登記嘱託用収入印紙1,400円
成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託	後見開始の審判をした家庭裁判所	成年被後見人 × 800円	500×2 100×1 84×3 10×1 合計1,362円 ※	※ 嘱託先が1増えるごとに84円加算
成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託取消(変更)	後見開始の審判をした家庭裁判所	成年被後見人 × 800円	84×2 ※	回送嘱託審判後の事情変更を疎明する資料 ※ 郵便物等の回送を受けている後見人以外の者が申立てをする場合:1,194円分加算 (内訳)500円×2、100円×1、84円×1、10円×1 後見人が複数の場合:後見人が1人増えるごとに1,194円分加算(内訳は上記と同じ) 嘱託先が複数の場合:嘱託先が1増えるごとに84円加算
成年被後見人の死亡後の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為についての許可	後見開始の審判をした家庭裁判所	成年被後見人 × 800円	84×1	死亡診断書の写し又は本人の死亡の記載のある戸 本人が施設等に残置していた動産その他の物の寄託契約の締結の場合は、寄託契約書(案) 債務弁済のための預貯金の払戻しの場合は、預貯金通帳の写し及び債務の存在を裏付ける資料

別表第一審判事件	管轄	収入印紙	郵便切手	申立添付書類等
不在者財産管理人選任	不在者の従来の住所地又は居所地	不在者 × 800円	100×20 84×10 50×4 20×5 10×5 合計3,190円	不在者:戸、附票 候補者:住(附票) 不在の事実を証する資料 不在者の財産に関する資料(不登、固評、預貯金通帳写し等) 申立人の利害関係を証する資料(戸、金銭消費貸借契約書写し等)
不在者財産管理人の権限外行為許可	不在者の従来の住所地又は居所地	不在者 × 800円	84×1 10×1 合計94円	管理状況報告書 権限外行為を示す資料
失踪宣告	不在者の従来の住所地又は居所地	不在者 × 800円	500×2 100×20 84×20 50×5 10×10 合計5,030円	不在者:戸、附票 失踪を証する資料 申立人の利害関係を証する資料(戸等) (官報公告料4,816円)
子の氏変更許可	子の住所地	子 × 800円	84×1	申立人(子):戸 父・母:戸(離婚の場合、離婚の記載のあるもの)
養子縁組許可	養子となるべき者の住所地	養子となるべき者 × 800円	500×2 100×1 84×10 10×10 合計2,040円	申立人(養親となる者):戸 未成年者及び代諾者(未成年者が15歳未満の場合):戸
死後離縁許可	申立人の住所地	養子又は 亡養子 ×800円	500×2 100×1 84×5 10×3 合計1,550円	養親:戸 養子:戸
特別養子適格確認の審判 (第1段階の審判)	①養親となるべき者が申し立てる場合 養親となるべき者の住所地 ②児童相談所長が申し立てる場合 児童の住所地	①養親となるべき者が申し立てる場合 不要 ②児童相談所長が申し立てる場合 養子となるべき者 ×800円	500×8 100×10 84×12 50×2 10×10 合計6,208円	養子となるべき者及びその父母:戸 児童相談所長が申し立てる場合:児童相談所長の 在職証明書写し
特別養子縁組成立の審判 (第2段階の審判)	養親となるべき者の住所地	養子となるべき者 × 800円	500×4 100×10 84×10 50×2 10×10 合計4,040円	申立人ら:戸 第1段階の審判が児童相談所長の申立てによる場合 申立人ら:戸 養子となるべき者及びその父母:戸 第1段階の審判の確定証明書(本籍、生年月日等が記載されたもの)
特別代理人選任 (利益相反行為)	子の住所地	子 × 800円	84×6 10×2 合計524円 15歳以上の 場合 { 84×2 10×1 }加算	親権者又は未成年後見人:戸 未成年者:戸 候補者:住(附票) 利害関係人からの申立ての場合:利害関係を証する資料(戸等) 利益相反に関する資料(契約書案、遺産分割協議書案等)
未成年後見人選任	未成年後見人の住所地	未成年後見人 × 800円	500×2 100×1 84×10 10×10 合計2,040円	未成年者:戸、住(附票) 候補者:戸 親権を行う者がいないこと等を証する書面(親権者の死亡の記載された戸、行方不明の事実を証する書類等) 未成年者の財産に関する資料(不登、固評、預貯金通帳写し等) 利害関係人からの申立ての場合:利害関係を証する資料(戸等)

別表第一審判事件	管轄	収入印紙	郵便切手	申立添付書類等
相続の承認又は放棄の期間伸長	相続開始地	期間伸長の対象となる相続人 × 800円	84×3 10×1 合計262円	申立人:戸※ 被相続人:死亡の記載のある戸、住除(附票) ※(相続人であることがわかるものすべて)
相続の限定承認の申述受理	相続開始地	被相続人 × 800円	$\left[\begin{array}{l} 84 \times 3 \\ 10 \times 1 \\ \times \\ \text{申述人数} \end{array} \right]$	申述人全員:戸※ 被相続人:出生時から死亡時までのすべての戸、住除(附票) ※(相続人であることがわかるものすべて)
相続放棄の申述受理	相続開始地	申述人 × 800円	84×3 10×1 合計262円	申述人:戸※ 被相続人:死亡の記載のある戸、住除(附票) ※(相続人であることがわかるものすべて)
相続財産清算人選任	相続開始地	被相続人 × 800円	100×2 84×10 10×10 合計1,140円	被相続人:出生時から死亡時までのすべての戸、住除(附票) 相続人不存在を示すすべての関係人の戸 候補者:住(附票) 相続財産を証する資料(不登、固評、預貯金通帳写し等) 相続人に相続放棄をしている人がいる場合:相続放棄の受理証明書又は有無照会の回答書 利害関係人からの申立ての場合:利害関係を証する資料(戸等) (官報公告料5,075円)
相続人搜索の公告	相続開始地	被相続人 × 800円	84×1	管理状況報告書 相続債権者等への催告の公告写し (官報公告料4,230円)
相続財産管理人又は相続財産清算人の権限外行為許可	相続開始地	被相続人 × 800円	84×1 10×1 合計94円	管理状況報告書 権限外行為を示す資料
特別縁故者への相続財産分与	相続開始地	申立人 × 800円	500×4 100×2 84×10 10×10 合計3,140円	申立人:住(附票)
遺言書の検認	相続開始地	対象となる遺言書又は封書 × 800円	84 × 相続人等数 + 84×3	相続人全員:戸※ 遺言者:出生時から死亡時までのすべての戸 ※(相続人が他にいないことがわかるものすべて)
遺言執行者選任	相続開始地	対象となる遺言書 × 800円	84×6 10×2 合計524円	遺言者:死亡の記載のある戸 候補者:住(附票) 遺言書写し又は検認調書謄本写し 申立人の利害関係を証する資料(戸等)
遺留分放棄の許可	被相続人の住所地	申立人 × 800円	84×5 10×2 合計440円	申立人:戸 被相続人:戸
戸籍法上の氏の変更許可	申立人の住所地	申立書 × 800円	500×2 100×1 84×5 10×3 合計1,550円	申立人:戸 氏の変更の理由を証する資料 同一戸籍内にある15歳以上の者の同意書 夫婦連名の申立ての場合は、郵便切手1,194円分(内訳)500円×2、100円×1、84円×1、10円×1追加
戸籍法上の名の変更許可	申立人の住所地	申立人 × 800円		申立人:戸 名の変更の理由を証する資料
戸籍の訂正許可	その戸籍のある地	戸籍を訂正される者 × 800円 (戸籍を訂正される者が2名以上でも訂正原因が共通のものは1件)	500×2 100×1 84×10 10×5 合計1,990円	訂正すべき戸すべて 申立人が訂正すべき戸に記載されていない場合、申立人の利害関係を証する資料(戸等)

一般調停事件	管轄	収入印紙	郵便切手	添付書類等
夫婦関係 (円満調整・離婚)	相手方の住所地	申立書 × 1,200円	140×1 84×8 50×2 10×8 合計992円	申立人及び相手方:戸 年金分割割合についての申立てが含まれる場合: 年金分割のための情報通知書
離縁	相手方の住所地	申立書 × 1,200円		養親:戸 養子:戸 養子が未成年の場合、離縁後に親権者となる者の戸
遺留分減殺請求※1 遺留分侵害額請求※2	相手方の住所地	申立書 × 1,200円		相続人全員:戸(相続人が他にいないことがわかるものすべて) 被相続人:出生時から死亡時までのすべての戸 不登、遺言書写し又は検認調書謄本写し
その他の一般調停	相手方の住所地	申立書 × 1,200円		※1 相続開始が令和元年6月30日以前のものに限る ※2 相続開始が令和元年7月1日以降のものに限る
別表第二調停事件	管轄	収入印紙	郵便切手	添付書類等
婚姻費用分担	調:相手方の住所地 審:夫又は妻の住所地	申立書 × 1,200円	140×1 84×8 50×2 10×8 合計992円 (審判) 500×4 100×2 84×2 10×2 合計2,388円 加算	申立人及び相手方:戸 申立人の収入関係の資料(源泉徴収票、給与明細、確定申告書等の写し)
子の監護に関する処分 (養育費・同増減額)	調:相手方の住所地 審:子の住所地	子 × 1,200円		子(未成年者):戸 申立人の収入関係の資料(源泉徴収票、給与明細、確定申告書等の写し)
子の監護に関する処分 (面会交流)	調:相手方の住所地 審:子の住所地	子 × 1,200円		子(未成年者):戸
財産分与	調:相手方の住所地 審:夫又は妻であった者の住所地	申立書 × 1,200円		離婚時の夫婦の戸(離婚により夫婦の一方が除籍された記載のあるもの) 財産に関する資料(不登・固評・預貯金通帳写し等)
親権者変更	調:相手方の住所地 審:子の住所地	子 × 1,200円		申立人・相手方・子(未成年者):戸
請求すべき按分割合に関する処分 【年金分割】	調:相手方の住所地 審:申立人又は相手方の住所地	情報通知書 × 1,200円		年金分割のための情報通知書(離婚日が記載されたもの)
遺産分割	調:相手方の住所地 審:相続開始地	被相続人 × 1,200円		相続人全員:戸※、住(附票) 被相続人:出生時から死亡時までのすべての戸、住除(附票) 遺産に関する資料(不登・固評・預貯金通帳写し、有価証券写し等) ※(相続人が他にいないことがわかるものすべて)
寄与分の定め	遺産分割事件係属中の場合 調・審:遺産分割事件係属地 上記以外の場合 調:相手方の住所地 審:相続開始地	申立人 × 1,200円	合計992円 × 相手方数 (審判) 500×4 100×2 84×2 10×2 合計2,388円 × 当事者数 加算	相続人全員:戸※、住(附票) 被相続人の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本 ※ 相続開始が令和元年7月1日以降のものに限る
特別の寄与に関する処分※	調:相手方の住所地 審:相続開始地	申立人 × 1,200円 (相手方又は被相続人が2人以上の場合: 1,200円×相手方の人数×被相続人の人数)	合計2,388円 × 当事者数 加算	申立人及び相手方の戸籍謄本 被相続人の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本 ※ 相続開始が令和元年7月1日以降のものに限る

人事に関する訴え(離婚及び離縁の訴えを除く。)を提起することができる事項についての調停事件	管轄	収入印紙	郵便切手	添付書類等
親子関係不存在確認	相手方の住所地	対象となる身分関係 × 1,200円	500×4 140×1 100×2 84×8	子及び不存在確認を求める親:戸 出生届未了の場合、子:出生証明書写し、母:戸 利害関係人からの申立ての場合;利害関係を証する資料(戸等)
協議離婚無効確認	相手方の住所地	対象となる身分関係 × 1,200円	50×2 10×8 合計3,192円	申立人及び相手方:戸 利害関係人からの申立ての場合;利害関係を証する資料(戸等) 離婚届の記載事項証明書
家事雑事件等	管轄	収入印紙	郵便切手	添付書類等
審判前の保全処分	本案の審判又は調停の係属する裁判所	申立書 ×1,000円 又は不要	140×1 84×8 50×2 10×8 合計992円 (審判) 500×4 100×2 84×2 10×2 合計2,388円 加算	保全の必要性を証する資料
審判・調停調書の更正	審判・調停をした裁判所	不要	1,194円分 × 当事者数	
秘匿決定の申立て (審判・調停・人訴)	審判、調停申立書・ 訴状を提出した裁判所	申立書 × 500円	500×2 100×1 94×1 合計1,194円	秘匿事項届出書面、秘匿理由の疎明資料
訴訟事件関係	管轄	収入印紙	郵便切手	添付書類等
人事訴訟	原告又は被告の住所地	民事訴訟費用等に関する法律参照	500×10 100×10 84×10 50×10 20×10 10×10 5×10 2×10 1×10 合計7,720円	訴状副本 証拠書類 当事者が1名増すごとに 500×4 100×2 84×5 50×2 20×2 計2,760円分を加える。
控訴事件	名古屋高等裁判所 (控訴状の提出先は判決をした裁判所)	民事訴訟費用等に関する法律参照	当事者2人 500×9 100×5 84×10 50×6 20×10 10×14 2×10 合計6,500円 (現金:6000円)	控訴状副本 当事者が3人以上の場合 (共通の代理人がある場合を除く。) 当事者が1名増すごとに 500×4 84×2 50×5 10×7 2×6 計2,500円分を加える。 (現金納付の場合:2,000円を加える。)
抗告事件	名古屋高等裁判所 (抗告状の提出先は審判をした裁判所)	民事訴訟費用等に関する法律参照	当事者2人まで 500×4 100×2 84×5 50×2 20×10 10×16 2×10 合計3,100円 (現金:3000円)	抗告状副本 当事者が3人以上の場合 (共通の代理人がある場合を除く。) 当事者が1名増すごとに 500×4 84×2 50×5 10×7 2×6 計2,500円分を加える。 (現金納付の場合:2,000円を加える。)